



下呂市選挙管理委員会告示第 21 号

選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、
6 分の 1 の数及び 3 分の 1 の数について

地方自治法第 74 条第 1 項及び第 75 条第 1 項並びに市町村の合併の特例に関する法律第 4 条第 1 項及び第 5 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 50 分の 1 の数、同法第 4 条第 11 項及び第 5 条第 15 項に規定する選挙権を有する者の総数の 6 分の 1 の数並びに地方自治法第 76 条第 1 項、第 80 条第 1 項、第 81 条第 1 項及び第 86 条第 1 項並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 8 条第 1 項に規定する選挙権を有する者の総数の 3 分の 1 の数を次のとおり定め、その旨告示する。

令和 8 年 6 月 1 日

下呂市選挙管理委員会委員長 島 良 直



選挙人名簿に登録された者の総数	23,842人
総数の50分の1の数	477人
総数の6分の1の数	3,974人
総数の3分の1の数	7,948人